

総務委員会資料

所管事務の調査（報告）

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害
賠償請求について

資料 1 東京電力福島第一原子力発電所事故に係る
損害賠償請求について

資料 2 原子力損害賠償の和解の仲介について

平成30年8月24日

総務企画局

東京電力福島第一原子力発電所事故に係る損害賠償請求について

1 現在までの進捗状況について

- (1) 損害賠償請求は、東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」といいます。）と協議を行い、協議が整ったものから請求を行っています。
- (2) 現時点の入金額の総額は、昨年7月に、平成26年度分までのごみ焼却灰の保管や処分に必要な費用に係る約17億円の賠償金の入金をもって、現在約36億円となっています。平成26年度までに要した放射性物質対策に係る経費等約40億円の約9割の支払いがなされています。

2 東京電力との協議に進展が望めない場合の対応について

- (1) 本市は、顧問弁護士と協議の上、東京電力が対象外とする理由が明確でない経費など、必要性や有効性等を総合的に勘案の上、原子力損害賠償紛争解決センターへあっせんの申立てを行いたいと考えています。
- (2) 原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、東京電力福島第一原子力発電所事故の原子力損害の賠償に関する紛争のあっせんを行う公的な紛争解決機関です。
- (3) あっせんの申立てに当たっては、対象事業を所管する局が、その必要性について、東京電力が賠償の対象外とする理由の是非や、東京電力福島第一原子力発電所事故との相当因果関係が認められるとする本市の主張の合理性の有無等について、顧問弁護士と協議し、適切に判断します。
- (4) 原子力損害賠償紛争解決センターにあっせんの申立てを行う場合には、あらかじめ議案を議会に提出して、議決をいただいた上で、申立てを行います。

3 原子力損害賠償紛争解決センターの和解案提示後の手続について

和解契約を交わす場合には、改めて議会に議案を提出して、お諮りすることになります。

4 あっせんの申立ての議案の提出について

平成30年第3回定例会に、環境局が、あっせんの申立てについて、議案を提出する予定です。

原子力損害賠償の和解の仲介について

原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センターとは何ですか？



当センターは、平成23年3月の東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方々の原子力事業者（東京電力）に対する原子力損害の賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関です。

どのような紛争が申し立てられるのですか？



- ・東京電力が提示する条件では、合意できない。
- ・東京電力に被害を申し出たが、賠償されない。

などのほか、平成23年3月の事故で生じた原子力損害の賠償全般について、当センターに「和解の仲介」を申し立てることができます。

和解の仲介とは何ですか？



第三者が当事者の間に入り、当事者の合意（和解）による紛争の解決に努めることを「和解の仲介」といいます。

当センターでは、中立・公正な立場の仲介委員（弁護士）が、お互いの事情などをお伺いしながら紛争の解決を目指します。

原子力損害賠償紛争解決センター

【第一東京事務所】

〒105-0003 ↓申立書はこちらにご郵送ください
東京都港区西新橋1-5-13（第8東洋海事ビル9階）

【第二東京事務所】

〒105-0003
東京都港区西新橋1-5-11（11東洋海事ビル5階）

【福島事務所】

〒963-8811
福島県郡山市方八町1-2-10（郡中東口ビル2階）

【福島事務所】 県北支所

〒960-8021
福島県福島市霞町1-52（福島市市民会館503号室）

【福島事務所】 いわき支所

〒970-8026
福島県いわき市平小太郎町1-6
（いわきセンタービル4階）

【福島事務所】 会津支所

〒965-0001
福島県会津若松市一箕町松長1-17-62

【福島事務所】 相双支所

〒975-8686
福島県南相馬市原町区本町2-1
（南相馬市役所 北庁舎）

和解仲介の手続の流れ(標準的な例)

申立書の作成

(書類は下記から入手できます。)



ホームページ
から入手

センターの窓口
で受取

センターの受付
電話に郵送依頼

申立書に必要な書類の提出



1部



2部



3部

・申立書に必要な事項を記入し、必要な書類とともに当センター第一東京事務所宛にご郵送または最寄りの事務所までお持ちください。



1部



1部

ご自身用控え
(送付しないでください)

申立ての受理

- ・申立書に形式的な不備がないか検討します。
※書類の追加をお願いすることもあります。

仲介委員の指名通知等

- ・当センターから、和解の仲介を担当する仲介委員及び当事者との連絡等を担当する調査官(センターの職員。いわゆる弁護士等)の氏名などについて記載した通知書をお送りします。
(申立て後1か月から1か月半程度)
- ・東京電力の答弁書(手続開始当初における東京電力の言い分)も上記通知書に前後して届くよう、作成・送付を指示しています。

和解の仲介

- ・中立・公正な立場の仲介委員が、必要に応じて、面談、電話、テレビ会議、書面により、事情をお伺いしながら解決を目指します。

※当事者間に争いのない金額は早期に一部和解案を提示します。
※仲介委員の判断により、和解案の提示に至らず打ち切りとなる場合があります。

和解案の提示

和解の成立

※東京電力と和解契約を
結んでいただきます

東京電力から 賠償金のお支払

和解の不成立 = 打ち切り

- ・打ち切りの場合でも再度の申立ては可能です。
- ・裁判による解決を希望する場合、民事訴訟の提起も可能です。

※当センターでの和解の仲介手続きについての詳細は、当センターホームページをご覧ください。
受付電話番号: 0120-377-155 (受付時間 平日10:00~17:00)
E-mail: chukai@mext.go.jp
ホームページ: http://www.mext.go.jp/a_menu/genshi_baisho/jiko_baisho/detail/1329118.htm

または

原子力損害賠償紛争解決センター

検索